

平成 26 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 179 号 三重県スポーツ推進条例案について・・・・・・・・・・ 1
  - 2 指定管理者の指定に関する議案について・・・・・・・・・・ 9
- 議案第 203 号 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について

◎所管事項

- 1 三重県総合交通ビジョン（最終案）について・・・・・・・・・・ 19
- 2 「美し国おこし・三重」県民力拡大プロジェクトについて・・・・・・・・ 23
- 3 「三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案について・・・・・・・・ 25
- 4 競技力向上の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 5 「三重交通 G スポーツの杜 伊勢」陸上競技場の改修について・・・・ 35
- 6 南部地域活性化プログラムの取組状況及び熊野古道世界遺産登録 10 周年事業  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 7 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

○別冊資料

- (別冊 1) 三重県総合交通ビジョン（最終案）
- (別冊 2) 「三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案

平成 26 年 12 月 10 日  
地域連携部

1 議案第179号 三重県スポーツ推進条例案について  
 新旧対照表（最終案→議案）

最 終 案	議 案
<p>【構成】                      前文</p> <p>第一章 総則                      第一条 （目的）                      第二条 （基本理念）                      第三条 （基本政策）                      第四条 （県の責務）                      第五条 （県民の役割）                      第六条 （市町の役割）                      第七条 （スポーツ関係団体の役割）                      第八条 （民間事業者の役割）                      第九条 （相互の連携）</p> <p>第二章 推進施策                      第十条 （子どもの体力向上とスポーツ活動の充実）                      第十一条 （地域スポーツの推進）                      第十二条 （競技力の向上）                      第十三条 （障がい者スポーツの推進）                      第十四条 （スポーツを通じた地域の活性化）                      第十五条 （施設の整備等）</p> <p>第三章 推進体制                      第十六条 （推進計画）                      第十七条 （スポーツ推進審議会）                      第十八条 （スポーツ推進月間）                      第十九条 （顕彰）                      第二十条 （県民等の協力）                      第二十一条 （財政上の措置）</p>	<p>【構成】                      前文</p> <p>第一章 総則                      第一条 （目的）                      第二条 （基本理念）                      第三条 （基本政策）                      第四条 （県の責務）                      第五条 （県民の役割）                      第六条 （市町の役割）                      第七条 （スポーツ関係団体の役割）                      第八条 （民間事業者の役割）                      第九条 （相互の連携）</p> <p>第二章 <u>推進施策</u>スポーツの推進に関する基本となる施策                      第十条 （子どもの体力の向上と<u>及び</u>スポーツ活動の充実）                      第十一条 （<u>地域における</u>スポーツ活動の推進）                      第十二条 （競技力の向上）                      第十三条 （障がい者による<u>スポーツ活動の</u>推進）                      第十四条 （スポーツを通じた<u>通じた</u>地域の活性化）                      第十五条 （施設の整備等）</p> <p>第三章 <u>推進体制</u>推進計画                      第十六条 <u>（推進計画）</u>                      第四章 <u>スポーツの推進に関する施策の推進</u>                      第十七条 <u>（スポーツ推進審議会）</u>                      第十八<u>七</u>条 （スポーツ推進月間）                      第十九<u>八</u>条 （顕彰）                      第二<u>十</u>九条 （県民等の協力）                      第二十一条 （財政上の措置）</p>

(前文)

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくりや地域づくりを推進することで、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を目指すため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念、基本政策を定め、県の責務並びに県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与すること

(前文)

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進及び体力や運動能力の向上に資することはもとより、克己心、社会性、協同性、規範意識、克己心や等のフェアプレーの精神を培い、さらに、子どもの健全な育成成育及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与しているするものである。

また、スポーツは、家族のつながりを促す強くするとともに、スポーツによってできるが促進する人や及び地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会など等で見られる、スポーツを通して通じて自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートスポーツ選手の姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことからスポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の皆さんの自主的、かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた通じた人づくりや及び地域づくりを推進することで、が必要である。

ここに、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」県民の力を結集した元気な三重県を目指すため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民及び、市町、スポーツ関係団体（スポーツの推進を主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もっ

を目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に発揮され、県民がそれを共有し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実  
子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

二 地域スポーツの推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者スポーツの推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができること

て幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆるその多面的な価値や及び意義が十二分に発揮され、県民がそれを共有し、享受できるよう、公平かつ公正な環境のもと下で推進されなければならない。

2 スポーツは、すべ全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができ、成果がその価値及び意義を実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が自主的かつ主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どもの体力の向上と及びスポーツ活動の充実  
子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

二 地域におけるスポーツ活動の推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力（スポーツに関する競技水準をいう。以下同じ。）の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者によるスポーツ活動の推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができること

五 スポーツを通じた地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、基本政策にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

五 スポーツを通じた通じた地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、~~県民の~~一体感及び活力が醸成されること

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、~~及び~~基本政策にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、市町、スポーツ関係団体、及び民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、及び民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、~~かつ~~主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、~~スポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき重要な役割に鑑みて、~~基

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

## 第二章 推進施策

(子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の充実を図るため、教員の指導力の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域スポーツの推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

~~本理念にのっとり、~~スポーツの推進に自主的、~~かつ~~主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

## 第二章 推進施策 スポーツの推進に関する基本となる施策

(子どもの体力の向上と及びスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに及び体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及び、運動部活動等の充実を図るため、教員による指導力の向上充実を図るとともに、市町及び、スポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域におけるスポーツ活動の推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢等を問わず、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体、民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下この条において同じ。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できるよう、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、県のスポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用科学的知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県のスポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者によるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体一及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

### 第三章 推進体制

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。

2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、災害時への対応に配慮するとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

### 第三章 推進体制推進計画

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な事項その他必要な事項を定めた計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定しなければならない。

~~2~~ ~~推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。~~

~~3~~ 2 知事は、推進計画の案を作成策定しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切必要な措置を講じざるものとする。

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、三重県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。



(スポーツ推進審議会)

第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

(スポーツ推進月間)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(県民等の協力)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

~~(スポーツ推進審議会)~~

~~第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。~~

(スポーツ推進月間)

~~第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、かつ主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画参加できるようにスポーツ推進月間を設ける。その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。~~

2 県は、スポーツ推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

~~第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う活動への意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。~~

(県民等の協力)

~~第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために、県民及び、スポーツ関係団体、及び民間事業者に対し、広く協力を求めるものとする。スポーツの推進に努めるものとする。~~

(財政上の措置)

~~第二十一条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。~~

## 2 指定管理者の指定に関する議案について

### 1 議案

議案第203号「三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

地域連携部が所管している公の施設「三重県立熊野古道センター」について、平成27年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県立熊野古道センター条例（平成18年三重県条例第4号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県立熊野古道センター
- (2) 設置場所 三重県尾鷲市大字向井字村島12番4

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 尾鷲市野地町12番27号  
名称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
代表者 理事長 花尻 薫

### 5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成26年7月15日から平成26年9月2日まで行った結果、次の1団体から応募申請がありました。

- ・特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク（尾鷲市野地町12番27号）

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

#### ア 選定委員会構成員

委員長 櫻井 治 男（皇學館大学文学部特別教授）  
委員 岸 葉 子（紀宝町立鶴殿図書館長）  
委員 西田 育 美（公募により選出）  
委員 浜 辺 佳 子（株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム  
ファーム運営部広報キャプテン）  
委員 安井 広 伸（公認会計士）

## イ 審査の経過

平成26年 6月27日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

平成26年 9月26日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）

平成26年10月10日 第3回選定委員会（最終審査）

## ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

## エ 審査結果（評価点数 500点満点）

第1順位 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
（評価点 390.7点）

## オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 尾鷲市野地町12番27号

名称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

代表者 理事長 花尻 薫

## カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、以下の理由により申請団体を指定管理候補者に選定しました。

- ・三重県立熊野古道センターの目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、継続事業に加えて新規事業も企画し、より充実・発展を図ろうとしている提案であること。
- ・同センターにおける指定管理者としての実績があり、適切な責任体制、職員体制、危機管理体制が期待できること及び専門性や多様なノウハウ・スキルなどを活かし、要求水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・同センター指定管理者として、これまで地域内外との交流を深めてきた実績があり、今後も多くの他施設・他団体との連携や協力が得られ、成果目標を達成する可能性が高い提案であること。

## 7 経費の状況

指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料

344,352千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 8 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### （1）県民サービスの向上

- ・熊野古道の自然、歴史、文化等に関する資料の情報収集・集積機能の充実
- ・交流イベント、体験学習、講演会等の開催・支援による東紀州地域内外の人々

との交流の促進

- ・企画展示やギャラリートークの開催、映像上映、収集資料の公開等による情報発信の推進
- ・企画展示やイベント内容の充実、展示ガイドの配置によるホスピタリティーや窓口サービスの充実による利用者の満足度向上 等

(2) 経費の縮減

- ・光熱水費、消耗品費等の徹底した節約
- ・人的ネットワークを活用した事業運営に伴う事業費の節減 等

## 9 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、環境を守る持続可能な社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、東紀州地域の活性化などに配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう指定管理者に求めます。

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取り扱いを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち清掃、警備等一部の業務を専門の事業者へ委託する場合は事前に県の承認を得るよう指定管理者に求めます。

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在及び費用負担について予め定めず。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理業務にできる限り反映するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めず。

設置基準の変更など法改正に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合

のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等を記載した業務計画書を毎事業年度提出し、県の承認を得るよう指定管理者に求めます。

(7) 業務報告書の提出

月毎に利用者数、利用料金の実績、施設利用状況、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、県に報告するよう指定管理者に求めます。

(8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、県に報告するよう指定管理者に求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、随時、管理業務の物件に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

## 10 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成26年	12月	指定管理者の指定
平成27年	1月～3月	協定書の締結
平成27年	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>①基本方針が利用の平等性の観点から適切か</p> <p>②設置目的と申請者の基本方針が合致しているか</p> <p>③事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか</p> <p>④企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境管理への対応は適切か</p>	<p>○管理運営の基本方針 熊野古道に関する歴史、自然、文化等を紹介するとともに、熊野古道やその周辺地域に関する活動及び交流の場の提供などを行うことにより、地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>熊野古道とその周辺地域の魅力を国内外に発信し、人々の交流を深める拠点づくりを目指し、情報収集・集積、交流、情報発信に資する事業を実施する。また、その際に地域資源の有効活用や世界遺産登録10周年を契機とした熊野古道の保全意識やホスピタリティーをさらに向上させるため、地域と連携した事業の実施等一層効果的な管理運営を図ること。</p> <p>・地域と連携しながら熊野古道の本質の理解をサポートし、来訪者と地域の人々を結び、交流を生み出す、新しいビジターセンターを目指すこと。</p> <p>・センターが取り組む対象は、「道」を中心に、熊野古道の文化的景観を構成する自然、歴史・文化、精神性などの分野を対象とすること。</p> <p>○企業倫理等について 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。</p>	<p>50点</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>○管理運営の基本方針 東紀州を代表する県立の文化施設として、センターの果たすべき役割はますます大きくなっており、地域住民や県民の負託にこたえ、東紀州の5市町と協力・協働し、東紀州地域の活性化に文化の側面を中心に貢献していく要の施設として重要性が増している。 基本目標は次の5点を中心にセンターに期待される文化的役割を全面的に展開し、「紀伊山地の霊場と参詣道」が持つ、宗教性、精神性の神髄に深く学び、地域の文化力を高めることに寄与する。</p> <p>①熊野古道及びその周辺に関する情報収集に努め、内外からの利用者に対して内容豊かな情報を具体的に提供する。</p> <p>②県外や県内他地区の来訪者と地域の人々が、あるいは地域内の人々同士が熊野古道の持つ豊かな自然、歴史、文化、民族、信仰などを介して語り合い交流する拠点となる。</p> <p>国際交流についても高野山等の実績に学び、積極的に対応する。</p> <p>③和歌山・奈良県との連携について、ビジターセンターレベルでの連絡体制の強化とイベントの提携等に努めており、引き続き、三県の文化的施設の連携の強化をめざし、協力関係の構築に努める。</p> <p>④センターの活動を通じて、各自治体との提携、地域内の郷土資料館や文化サークルとの連携をさらに密にして、東紀州地域の文化力向上のために尽力する。</p> <p>⑤企画展示については、「道の世界遺産」である特色を考慮しながら世界遺産への関心を高め、国際性も意識して取り組み、多様な分野の研究者や創造的芸術家の知恵と知識を借りることに努め、それらの方々の作品展や講演会等を開催するほか、深く地域に学び、地域の文化的遺産や文化の紹介活動を積極的に展開する。</p> <p>○企業倫理等について 法令や社会的規範、社会的良識に基づいた管理運営を行い、コンプライアンス方針や行動規範に基づき、コンプライアンスの順守を徹底する。また、団体倫理委員会を設けて、さまざまな問題に取り組むとともに職員の教育・研修を行う。</p>	<p>39.5点</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容
<p>2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか</p> <p>②危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>③維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか</p> <p>④緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>⑥チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか</p> <p>⑦職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。</p> <p>○危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をとること。</p> <p>○維持管理の考え方について ・関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。 ・施設を常時衛生的に維持し、利用者が清潔に利用できるように清掃を行うこと。</p> <p>○危機管理対策について ・危機管理体制の整備及びマニュアルを作成すること。 ・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備し、緊急事態等が発生又は発生のおそれが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置をするとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。</p> <p>○個人情報保護対策について 個人情報の保護管理を適切に行うこと。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>100点</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 職員による日常点検を行い、危険箇所を発見した場合は、利用者の安全を最優先した緊急安全対策を講じ、早急に復旧対応を行うほか、大地震に備えた防災訓練や事故対応訓練の実施、職員に対する危機管理研修の実施など、利用者の安全を常に意識して危機管理能力を高める対策を講じる。</p> <p>○危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について 電気設備や浄化槽設備等の保守管理は専門業者へ確実に外部委託し、職員による日常点検を行い、異常を発見した場合は、直ちに専門業者と検討・対応し利用者への影響を最小限に押さえる。</p> <p>○維持管理の考え方について 施設の効率的、安定的な維持管理を行うために、電気設備や浄化槽設備等の保守管理は専門業者へ外部委託し、清掃業務については障害者就労支援事業所やシルバー人材センターを活用し、障がい者及び高齢者の雇用、地域との交流に繋げる。職員による開館前後や開館中の日常的な点検作業を行い、不良箇所等があれば即対応する。</p> <p>○危機管理対策について 災害・事故・業務等に起因して発生する問題について策定した危機管理マニュアルの見直しや同マニュアルの全職員への徹底を図る。 大地震に備えた尾鷲市防災訓練と連動した自主訓練の実施、職員の救急・消火訓練、熱中症対策研修、〇-157対策研修などを実施しており、今後も関係機関の協力を得て訓練や危機管理研修を行い、危機管理能力を高める。 夜間の危機管理体制については、事務局の管理職を中心に危機管理を担当する理事を配置し、暴風警報等発令時は管理職又は理事等が警備する。また、理事と事務局、職員の緊密な連絡・意思疎通も図り、危機的状況を未然に防ぐ努力をし、危機事態が発生した場合は、関係機関との連絡を密にして被害を最小限にとどめる。</p> <p>○個人情報保護対策について 関係する法令その他各種規範を遵守し、個人情報保護方針や取扱規程を定め、個人情報の収集の目的を予め明確にし、本人の意思により提供される情報の収集を原則とする。また、取得した個人情報は、その目的を達成するために必要な範囲内でのみ使用し、法律に基づき開示しなければならない場合を除き、本人の承諾がない限り第三者には提供しない。 個人情報保護方針等の職員への周知徹底を図るとともに、個人情報保護に関する研修会に職員を参加させる。</p> <p>77.8点</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
<p>3</p> <p>事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①提案された事業は実現可能であるか</p> <p>②地域内外の人々との交流を促進するための具体的な提案がなされているか</p> <p>③利用者を増やす具体的な方策が提案されているか</p> <p>④利用料金の設定は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか</p>	<p>○収集・集積事業 資料の収集・保存、貸し出し等に関する業務を行うこと。</p> <p>○交流事業 交流イベント、体験学習、講演会等の開催・支援を行い、東紀州地域内外の人々の交流を促進すること。</p> <p>○情報発信事業 展示の管理及びガイド等案内、企画展示に関する業務、映像上映に関する業務、収集資料の公開に関する業務を行うこと。</p> <p>○集客広報活動 集客、広報活動に関する業務及び情報提供に関する業務を行なうこと。</p> <p>○他施設他団体等との連携 世界遺産登録地域等との連携事業及び学校連携事業を行うこと。</p> <p>○利用者の声の把握 アンケート調査等により利用者の意見・苦情等の聴取を行い、結果を業務改善に繋げること。</p> <p>○成果目標（毎年度） ・施設稼働率50% ・事業参加者数8万人 ・交流イベント5回 ・講演会、講習会、体験学習等80回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスターの作成6回 ・国内外の世界遺産登録地等との連携事業 1回 ・学校連携事業10校 ・利用者の満足度95%</p>	<p>200点</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>○情報収集・集積事業 熊野古道に関わる民俗・文化の情報収集、伝統的産業に関する実地調査、熊野古道沿いの集落に関する現状調査を行い、講演会・企画展・シンポジウム等として情報発信するほか、未来に伝達する情報収集として、今後5年間で企画展や講演会等の映像を記録保存する。</p> <p>○交流事業 熊野古道写真学校、熊野古道音楽祭、熊野古道フォトコンテスト、熊野古道絵画教室など地域に密着した交流イベントの開催、熊野古道や周辺地域の歴史・文化に関する講演会、動植物・樹木・気象など自然を扱った講習会や体験学習を積極的に開催するほか、ひのきアートや木工教室、東紀州の四季を味わう料理教室、熊野古道自然学校、地域の伝統工芸を学ぶ教室、各種教育機関と連携した体験学習などを開催する。また、新しい古道の歩き方として、祭り見学・熊野古道花めぐり・文化財めぐり等のツアーを実施する。</p> <p>○情報発信事業 ガイドを配置して展示品や資料の解説と保守に努めるとともに、熊野古道を様々な視点から深く掘り下げた企画展や、東紀州地域5市町に残る文化や芸能など幅広い視点に基づいた企画展を開催するほか、博物館・美術館・郷土資料館等と連携し館蔵品などの特別企画展も実施する。</p> <p>○集客広報活動 企画展や各種イベントの質的向上、センター内外の環境整備、高いレベルのホスピタリティによる利用者の満足度向上に努めるとともに、ホームページの充実・更新、メールマガジンやブログでの情報発信を行い、常に「分かりやすい」「新鮮な情報」を発信する。ニュースレター及び企画展等のポスター・フライヤーを発行し、報道機関への情報提供、県や周辺自治体との連携広報、駅・大型スーパーへの配布、県内のフリーペーパーやローカル雑誌への情報提供を実施する。</p> <p>○他施設他団体等との連携 和歌山・奈良県との三県連携を軸に連携をさらに深めるとともに、今後も、東紀州5市町との連携、紀南ツアーデザインセンター、熊野少年自然の家、みえこどもの城、熊野市文化交流センターなどの施設との連携や、熊野古道語り部友の会、尾鷲古文書の会、向井地区など地域の団体との連携も大事にして協力協働関係を維持する。さらに、地域の観光施設や県内外の博物館・資料館との連携も強化するほか、県内外の小・中・高・大学等への体験学習や出前講座の取組を積極的に行う。</p> <p>○利用者の声の把握 展示棟と交流棟にアンケート用紙を置いて利用者のアンケート調査を行うとともに、各種イベント開催時にアンケート用紙を配布し満足度調査や意見等を聴取する。質問や苦情等に「即対応」の姿勢で取り組み、「今より一歩」高いレベルのセンター運営に生かすよう努める。</p>	<p>152.9点</p>



審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容
⑥施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか			特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク ○成果目標（毎年度） ・施設稼働率50% ・事業参加者数8万人 ・交流イベント10回 ・講演会、講習会、体験学習等90回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスターの作成6回 ・国内外の世界遺産登録地等との連携事業2回 ・学校連携事業15校 ・利用者の満足度95%
⑦施設の効用を高めるための他施設等・他の団体等との具体的な連携策が提案されているか			
⑧利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか			
⑨利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか			

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
<p>4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること</p> <p>①収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>②提案された事業が十分実施できる計画となっているか</p> <p>③提案価格（応募者が収支計画書において提案した県からの指定管理業務に係る経費）に対する評価</p>	<p>○指定管理料 指定期間内の5年間の総額と各年度の指定管理料は下記のとおり。 総額 344,352千円以内 内訳 平成27年度68,368千円 平成28～31年度の各年度68,996千円</p>	75点	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>○指定管理料 5年間の総額344,352千円 内訳 平成27年度68,368千円、平成28～31年度の各年度68,996千円</p> <p>○収支計画の積算の考え方 指定管理料を有効に使い、熊野古道が広く県民や近隣地域の人に親しまれ、センターの利用者増を図ることを基本に、収入については、施設利用料金収入を過去4年間の平均額を基に消費税増額分を考慮した積算とし、事業収入は過去4年間の平均額の5%増しで積算している。支出については、人件費を平成26年度と同等の職員数で積算し、施設維持管理費は実績を基に光熱水費等の節約に努めるよう積算、各事業費は実績を基にさらなる利用者確保に向け交流事業や情報発信事業に重点的な予算配分としている。</p>	63.0点
<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>①施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか</p> <p>②事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか</p> <p>③適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか</p> <p>④提案事業内容が実施できる体制となっているか</p> <p>⑤職員の人材育成に繋がる方針となっているか</p> <p>⑥業務に必要な研修があるか、人権研修等があるか</p>	<p>○人員配置等 ・常勤の総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障がない職員の勤務体制とすること。 ・管理運営の業務が適切であるかについてチェック体制を確立すること。</p> <p>○人材育成 サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。</p>	75点	<p>○人員配置等 ・職員11人 (うち常勤10人、非常勤1人) ・構成 センター長(非常勤)1名 副センター長兼事務長(常勤)1名 総務・経理担当(常勤)3名 主任コーディネーター(常勤)1名 コーディネーター(常勤)1名 アシスタントコーディネーター(常勤)3名 案内・植栽担当(常勤)1名</p> <p>○人材育成 利用者に対するサービスの向上を図るには、職員一人ひとりの職務に対する誇りや自覚と同時に、資質向上への意欲が大切である。 管理運営の基本方針の理解、利用者へのホスピタリティ、センターの危機管理、コンプライアンス確立、人権、救急救命、熊野古道や東紀州地域の歴史・自然・文化に関する研修会を実施する。</p>	57.5点
総合審査結果	500点		390.7点	

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県尾鷲市野地町12番27号                  特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク                  理事長 花尻 薫</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現指定管理者としてセンターの目的を果たすべく努力を重ねてきており、その実績を生かした具体的かつ実現可能性の高い提案であること。</li> <li>・ 熊野古道に関する情報収集・発信について、人文系以外に自然科学系も含まれバランスのとれた事業内容であり、これまでの継続事業に加えて新規事業も企画し、将来に向けて充実・発展を図ろうとしている提案であること。</li> <li>・ 次世代育成の側面も持った学校連携事業などを積極的に実施する提案であること。</li> <li>・ これまで地域内外との交流を進めてきた実績があり、今後も多くの他施設・他団体との連携・協力が得られ、成果目標を達成する可能性が高い提案であること。</li> </ul> <p>審査結果及び以上の提案を評価し、指定管理候補者に相応しいと判断しました。                  なお、広報活動、リピーターの確保などの集客対策、企画の更新等、魅力あるセンター運営に引き続き努めていただくとともに、世界遺産登録10周年を契機に、次代のセンターとその活動を支え、担う人材の育成への配慮を継続するよう期待します。</p>

# 1 三重県総合交通ビジョン（最終案）について

## 1 目的

三重県総合交通ビジョン（平成 25・26 年度で策定）では、生活交通の必要性や重要性、さらにはリニア中央新幹線や高速道路の整備の進展などの新たな動向等を踏まえ、概ね 20 年先を見据えた本県の交通に関する総合的な政策の方向性を示し、安全、快適で利便性の高い交通基盤の確立を目指します。

## 2 策定方針

三重県総合交通ビジョン策定にあたっては、有識者や生活者を代表する方々で構成する懇話会を立ち上げ、委員の皆さまからのご意見を踏まえながら整理しています。

平成 25 年度においては、懇話会を 3 回開催し、意見聴取を行いました。また、庁内並びに市町から意見を聴き、基本方針を取りまとめてきました。

今年度も引き続き有識者等から意見を聴き取るとともに、県議会、市町並びに県民から幅広く意見をいただきながら策定作業を進めます。

## 3 三重県総合交通ビジョン（最終案）

### 第 1 章 三重県の概況（別冊 1 P1～27）

#### 1 社会経済状況

平成 47 年（2035 年）には、県内人口は現状より 15% 減少し、75 歳以上の後期高齢者の比率は全体の 20% に達する。高齢者の交通事故（死亡）や観光入込客数は増加傾向。

#### 2 行動目的にみる人の移動

通勤・通学では、桑名～伊勢間での移動のほか桑名～愛知県間、名張～大阪府間での移動が顕著。また、中山間地域においては、買物サービス（配達、移動販売）への高依存傾向。自家用車への高依存傾向。

#### 3 交通基盤・サービスの状況

新名神高速道路（平成 30 年）、東海環状自動車道等による高速道路網の概成。リニア中央新幹線東京・名古屋間（平成 39 年）、名古屋・大阪間（平成 57 年）開業予定。在来鉄道、路線バスの利用はともに減少傾向。

### 第 2 章 三重県の交通課題（別冊 1 P29～31）

#### 1 県民の日常生活を支える交通に対する課題

- ・地域ぐるみで支えないと生活交通の維持が困難。
- ・観光地および施設周辺の局地的な渋滞の解消はハード整備のみでは限界。

- ・マイカーへの過度の依存から脱却し、環境や健康の観点からも交通のあり方や使い方を見つめ直す必要性。
  - ・公共交通を支える人材の不足。
- 2 交流や経済活動を支える交通に対する課題
    - ・公共交通の維持、道路整備による地域間交通ネットワーク機能の確保、ミッシングリンクやボトルネックの解消。
    - ・リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線整備や県内駅の早期決定。
    - ・広域交通結節点となるリニア駅、空港等への県内各地からのアクセス交通の確保および空港の機能強化。物流拠点港湾としての四日市港の機能強化。
  - 3 安全・安心な交通に対する課題
    - ・高齢社会に向けた交通バリアフリー化等による安全・安心な移動の確保。
    - ・災害に強い交通施設の確保とともに計画的な維持管理。外国人観光客等にも対応したユニバーサルデザインの導入。
  - 4 次世代を支える交通に対する課題
    - ・新たな交通技術や情報通信技術を活用した交通のあり方の検討。

### 第3章 基本理念・第4章 基本方針（別冊1 P32～35）

**基本理念：安全・安心で快適な生活と活力ある経済活動を支える交通**

#### 基本方針

- 1 まちづくりと連携した生活交通の再構築
- 2 広域交通ネットワーク機能の向上
- 3 安全・安心を高めるための交通基盤づくりの推進
- 4 次世代を見据えた交通基盤の整備

### 第5章 実施方針（別冊1 P36～49）

施策の推進について（県・市町、交通事業者、県民の役割）

- 1 持続可能なまちづくりに資する交通拠点と多様な交通ネットワークの構築
- 2 モビリティ・マネジメントの推進
- 3 自転車の積極的な活用
- 4 都市間交通ネットワークの充実および広域交通結節点ネットワークの維持・充実
- 5 リニア中央新幹線名古屋駅および県内中間駅への利便性の向上
- 6 空港の機能強化
- 7 総合港湾としての四日市港の機能強化
- 8 災害に強い交通基盤施設の整備と災害発生時の地域の支え合い
- 9 交通基盤施設の維持管理

- 10 誰もが安全に移動できる交通
- 11 交通安全の推進による安全・安心のまちづくり
- 12 新たな交通技術や情報通信技術の活用の検討
- 13 県内道路の整備、維持管理、TDMの推進
- 14 交通機関ナンバリングによる利便性の向上

#### 4 スケジュール

時 期	内 容
平成 25 年 10 月	◆第 1 回懇話会 (10 月 21 日) 【議題】・交通現況と課題抽出・整理
平成 25 年 12 月	◆第 2 回懇話会 (12 月 12 日) 【議題】・基本方針案の検討 ◎平成 25 年 12 月 10 日常任委員会 ：総合交通ビジョン策定状況説明
平成 26 年 1～2 月	第 1 回県内市町意見照会 第 1 回県庁各部局意見照会
平成 26 年 3 月	◆第 3 回懇話会 (3 月 18 日) 【議題】・基本方針案のとりまとめ
平成 26 年 6 月	◎平成 26 年 6 月 18 日常任委員会 ：総合交通ビジョン素案概要説明
平成 26 年 7 月	◆第 4 回懇話会 (7 月 8 日) 【議題】・総合交通ビジョンの中間案とりまとめ
平成 26 年 8～9 月	・第 2 回県庁各部局意見照会 (8 月 25 日～9 月 8 日) ・第 2 回県内市町意見照会 (9 月 11 日～9 月 26 日)
平成 26 年 10～11 月	◎平成 26 年 10 月 8 日常任委員会 ：総合交通ビジョン (中間案) について ・パブリックコメントの実施 (10 月 10 日～11 月 10 日 32 日間) ◆第 5 回懇話会 (10 月 30 日) 【議題】・総合交通ビジョンの最終案とりまとめ
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 3 月 (予定)	◎平成 26 年 12 月 10 日常任委員会 ：総合交通ビジョン最終案報告 ・最終原稿調整・印刷 (12 月中旬～2 月下旬) ・3 月上旬～中旬 公表、配布

## 5 三重県総合交通ビジョン策定懇話会委員名簿

(敬称略、五十音順)

池田 比早子 (いけだ ひさこ)	NPO法人海虹路(えころ) 代表
草部 豊美 (くさべ とよみ)	名張市子育てサークル連絡協議会 参与
谷口 綾子 (たにぐち あやこ)	筑波大学大学院システム情報工学研究科 准教授
西脇 良孝 (にしわき よしたか)	NPO法人生活バス四日市 理事長
野村 文吾 (のむら ぶんご)	十勝バス株式会社 代表取締役社長
松浦 健治郎 (まつうら けんじろう)	三重大学大学院工学研究科 助教 (※副座長)
松本 幸正 (まつもと ゆきまさ)	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 (※座長)
水谷 香織 (みずたに かおり)	パブリック・ハーツ株式会社 代表取締役

## 2 「美し国おこし・三重」県民力拡大プロジェクトについて

### 1 <sup>えんぱく</sup>縁博みえ2014

「美し国おこし・三重」のパートナーグループをはじめとするさまざまな主体が、平成26年4月～11月の間に県内各地で実施する地域づくりイベント等を集めた博覧会として、さまざまな集客・交流イベントを県内各地で展開するとともに、さまざまな情報発信を行いました。

- ・イベント数：1,045（「<sup>えんぱく</sup>縁博みえ2014」ガイドブック（秋号）作成時点）
- ・「<sup>えんぱく</sup>縁博みえ2014」ガイドブック〔春号・秋号〕の発行
- ・地域情報誌（つうぴーす、ふあみんぐ等）を活用した情報発信（6～11月号）
- ・PRキャラバン隊による情報発信
- ・「<sup>えんぱく</sup>縁博みえ2014」フォト・ムービーコンテストによる情報発信



### 2 第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会

地域づくり団体全国研修交流会は、地域づくり団体関係者や地域づくりに興味のある方、行政関係者を対象に、自主的・主体的な地域づくりの推進に資するための全国レベルの研修及び相互の情報交換等の場として、平成6年から毎年開催されているものです。

県内各地で全国の地域づくりの実践者との交流を深めるとともに、三重県の地域づくりの成果を全国へ発信しました。

実施時期：平成26年11月8日（土）～11月9日（日）

（11月7日（金）は前夜祭）

実施場所：〈全体会〉 三重県総合文化センター（津市）

〈分科会〉 県内21市町

参加者数：約1,100人（県外約270人+県内約830人）

※「第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会実行委員会」等が主催





### 3 三重県民大縁会<sup>だいえんかい</sup>

「美し国おこし・三重」の締めくくりとして、パートナーグループの皆さんが一堂に会し、6年間の取組を通じて、深まり、広まったそれぞれの成果を発表するとともに、パートナーグループをはじめとする地域づくりグループ・団体、県民の皆さんが交流・連携を深め、県民力がつながり、拡がるための場となる「三重県民大縁会」～縁<sup>エン</sup>ジョイ！みえの地域づくり～を開催しました。

参加・来場者総数 約22,450人（目標：13,000人）

〔参考：昨年度8,180人〕

実施時期：平成26年11月22日（土）・23日（日・祝）

実施場所：三重県営サンアリーナ（伊勢市）

内容：■11月22日（土）〔1日目〕

○展示・物販・交流スペース

・139ブース

○講演・発表スペース

・地域づくり講演会：「いつやるか？今でしょ！」講師：林修氏

・地域づくり応縁ステージ（パートナーグループの活動発表）

・地域づくり縁側ミニステージ（同上）

・「ご縁<sup>えん</sup>ウォーク」のゴールウォークの実施

※11月22日（土）に五十鈴川駅から「三重県民大縁会」会場までのコースで、「ご縁<sup>えん</sup>ウォーク」のゴールウォークをスペシャルゲストに森脇健児氏・こしきさやか氏を迎えて実施。

■11月23日（日・祝）〔2日目〕

○「美し国おこし・三重」地域づくり交流会

